



# 三重県公報

平成20年10月17日(金)

第 2028 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
632	三重県保健医療計画における基準病床数の変更	(医療政策室)	2
633	家畜伝染病予防法の規定により報告を求める旨	(農水産物安全室)	2
634	家畜伝染病予防法の規定による報告を求める旨の廃止	(同)	4
<b>選 管 告 示</b>			
73	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	4
<b>公 安 委 告 示</b>			
116	幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区の一部改正	(公安委員会)	4
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO室)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	6
	同件	(同)	6
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整室)	7
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	7
	土地改良区清算人の退任の届出	(同)	7
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地室)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策室)	7
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発室)	8
	屋外広告物沿道景観地区掲出基準案の縦覧	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(同)	10
<b>お 知 ら せ</b>			
	病院等の病床の設置等に係る事前協議の受付	(医療政策室)	10

告 示
-----

## 三重県告示第 632 号

次のとおり、三重県保健医療計画（第 4 次改訂）における基準病床数を変更します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦  
(単位：床)

病 床 種 別	区 分	基準病床数	既存病床数	過不足数
療養病床 及び 一般病床	北 勢 保 健 医 療 圏	6,074	6,138	64
	中 勢 伊 賀 保 健 医 療 圏	4,014	4,806	792
	南 勢 志 摩 保 健 医 療 圏	3,575	4,401	826
	東 紀 州 保 健 医 療 圏	657	909	252
	合 計	14,320	16,254	1,934

(注) 1 基準病床数は、介護施設等の整備予定数を勘案のうえ算定しています。

2 既存病床数は、平成 20 年 9 月 1 日現在です。

## 三重県告示第 633 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条の規定により、報告を求めます。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

## 2 報告すべき者の範囲

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう又はほろほろ鳥の飼養羽数が 100 羽（ダチョウは 10 羽）以上の農場の所有者

## 3 報告すべき事項

毎月の農場における次の事項

(1) 飼養羽数

(2) 死亡羽数

(3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

なお、第 1 回目の報告は、平成 20 年 10 月 1 日（水）から同月 31 日（金）までの状況とする。

## 4 報告書の提出期限

毎月 7 日までに前月の 3 に掲げる事項を報告すること。

なお、第 1 回目の提出は、平成 20 年 11 月 7 日（金）正午までに報告すること。

## 5 報告書の提出方法

電子メール又はファクシミリで別記様式により所轄家畜保健衛生所に報告すること。

## 6 その他必要な事項

高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告すること。

別記様式

家畜保健衛生所 宛

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告書

月 日

農場名		農場 ( 月分報告)	
		内 容	備 考
第 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
鶏インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり・なし (いずれかに○)	(「あり」の場合はその態様)

報告者氏名

報告者連絡先 電話 :                      ファクシミリ :

電子メール :

農場所在地

注1 飼養羽数の備考の欄には、月又は週毎の産卵率の低下等の健康状態についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。

2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

3 報告は、農場の地域を所管する次の家畜保健衛生所にしてください。

北勢家畜保健衛生所                      TEL 0593-51-1085    ファクシミリ 0593-53-1591

E-MAIL : hkatiku@pref.mie.jp

中央家畜保健衛生所                      TEL 059-246-8611    ファクシミリ 059-221-6331

E-MAIL : tkatiku@pref.mie.jp

中央家畜保健衛生所伊賀支所            TEL 0595-24-8170    ファクシミリ 0595-24-8176

南勢家畜保健衛生所                      TEL 0598-28-2266    ファクシミリ 0598-28-5851

E-MAIL : nkatiku@pref.mie.jp

紀州家畜保健衛生所                      TEL 0597-89-2455    ファクシミリ 0597-89-2197

E-MAIL : kkatiku@pref.mie.jp

三重県告示第 634 号

家畜伝染病予防法の規定により報告を求める旨（平成 17 年三重県告示第 836 号）は、廃止します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県選挙管理委員会委員長 大 橋 純 郎

病院の項中

「志摩市阿児町鶴方 2555 番地 9	医療法人豊和会豊和病院	」を
「志摩市阿児町鶴方 2555 番地 9	医療法人豊和会豊和病院	に改める。
志摩市志摩町片田 4807-1	志摩市介護老人保健施設志摩の里	

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 116 号

幹部交番、交番、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び所管区（昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 11 月 1 日から施行します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県公安委員会委員長 寺 田 直 喜

表鈴鹿警察署の項中「下大久保町、深溝町」を「下大久保町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、深溝町」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 認証年月日  
平成 20 年 10 月 8 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
NPOシルバースプーン
  - (2) 代表者の氏名  
中野 隆自
  - (3) 主たる事務所の所在地  
伊勢市河崎 1 丁目 14 番 21 号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもが主体性を育み、自らの責任で行動し、自然や地域や人々とのふれあいの体験の中から学び成長することと、誰もが自立して生きるための道具としての情報技術との両方のバランスの取れた人間への成長を支援するとともに国連子どもの権利条約にある子どもの最善の利益を目指し、もって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 認証年月日

平成 20 年 10 月 6 日

## 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

大正浪漫一座

## (2) 代表者の氏名

阪上 順夫

## (3) 主たる事務所の所在地

松阪市本町 2217 番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、「高齢者による、高齢者のための元気づくり集団」として、①主として歌、コント、踊りを通して、老人施設などで、高齢者のストレス解消、健康増進、認知症予防など元気作りを行う。②社員自身も高齢者として、公演活動を通して、健康増進、生きがいづくりに役立てる。③童謡、唱歌、本の読み聞かせなどを通して、保育園・幼稚園・小学校などで公演し、教育の一環を担う。④広く文化活動を行い、平和と地域の活性化に貢献する。⑤国際交流により、国際貢献に努めるとともに、日本文化の伝播に貢献する。⑥その他、本法人の目的に沿って必要と認められた事業を広く行い、地域や国際社会の発展に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 認証年月日

平成 20 年 10 月 8 日

## 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

子育てサポートほっとまむ

## (2) 代表者の氏名

川村 泰代

## (3) 主たる事務所の所在地

三重郡川越町大字豊田一色 235 番地 1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の保護者に対して、子育てサポートに関する事業を行い、子育てしやすい環境作りに寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成20年12月8日まで縦覧に供します。

平成20年10月17日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成20年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人希望の園

(2) 代表者の氏名

村林 真哉

(3) 主たる事務所の所在地

多気郡多気町西池上 311 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、チャレンジドやマイノリティ、またその他の人々に対して支援をし、人々の個性を育み、活かす事で創造的活動や社会活動に関する事業を行い、一人ひとりを豊かにし生活そのものが芸術になることを目指し、もって地域福祉及び文化の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年10月17日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成20年10月6日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人リーブザベスト

(2) 代表者の氏名

橋本 良平

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市日永東三丁目6番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者に対して、職業意識能力の開発に関する事業を行い、もって雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年10月17日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 認証年月日

平成20年10月6日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人三重県四日市地域防災まちづくり推進協会

(2) 代表者の氏名

北住 弘

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市大字茂福 477

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県四日市地域住民に対して、防災まちづくりに関する事業を行い、良好な市街地環境の整備と、住民が将来にわたり、安全で、安心で、快適な生活ができるよう、災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

坂井土地改良区（桑名市大字坂井 444 番地）

退任監事

桑名市大字坂井 439 番地

郡 由 男

桑名市大字北別所 173 番地

多 賀 徳 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、いなべ川第三用水土地改良区（桑名市大字坂井 650 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出がありました。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

坂井土地改良区（桑名市大字坂井 444 番地）

退任清算人

桑名市大字坂井444番地

郡 竹 二

〃 〃 857番地

中 川 幸 衛

〃 〃 167-4番地

郡 正 義

〃 〃 574-1番地

渡 辺 繁

〃 〃 529番地

郡 環

〃 〃 677番地

中 川 正 己

〃 〃 527番地

渡 辺 春 男

〃 〃 491番地

郡 三 千 男

〃 〃 650番地

伊 藤 哲

〃 〃 545番地

稲 垣 峯 雄

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 1 作業種類

基本測量（電子基準点付属標取付観測作業）

## 2 作業期間

平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日まで

## 3 作業地域

南牟婁郡御浜町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
鈴鹿都市計画地区計画  
寺家一丁目地区地区計画
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策室

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
平成 20 年 10 月 6 日	有限会社オールウィン 代表取締役 崎地 和幸	伊勢市御薮町王中島 797	伊勢市倭町字米野 96-4	A	6.0	39.6

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、屋外広告物沿道景観地区基本方針及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めたいので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、当該広告物沿道景観地区内の住民及び当該広告物沿道景観地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は縦覧期間の満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称案  
伊勢志摩屋外広告物沿道景観 B 地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域案  
伊勢市内の県道鳥羽松阪線度会橋から県道伊勢磯部線浦田橋まで（道路に面した敷地「並行する道路・河川を介して接する敷地を含む。」）
- 3 屋外広告物沿道景観地区基本方針案

## (1) 基本構想

美しい景観は、先人から受け継ぎ、また、次の世代に引き継ぐべきものであり、当地域の中心となる、伊勢神宮については、平成 18 年県民景観意識アンケートの「将来の子供たちに残しておきたい三重の風景」の 1 位を占めており、また、美しい景観の保全や地域の景観を損ねている要因の排除を進め、以って美しい景観づくりの推進が求められている地域です。

このため、伊勢志摩の地域特性を生かした広告景観を形成する方策として屋外広告物について形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

## (2) 基本的事項

- ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。
- イ 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。
- ウ 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。
- エ 屋外広告物の高さは、通行する人の視界を妨げず、かつ、統一性を確保すること。
- オ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

## 4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準案

## (1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第 8 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和 41 年三重県規則第 59 号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用する。

## ア 広告物の共通基準

- (ア) 広告面の色彩は、無彩色又は5色以内とすること。(写真については広告面の2分の1以下とする)
- (イ) 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。
- (ウ) ネオンサイン、LED(点滅・画面が変化するもの)は使用しないこと。

## イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下で縦長でないこと。
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下(表示面は、縦横の比率が1.4~1.8とする。)
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下

## ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の3分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面25㎡以下高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。
- (ウ) 広告板 1面25㎡以下(表示面は、縦横の比率が1.4~1.8とする。)
- (エ) 広告塔 1面12.5㎡以下

## エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下で縦長でないこと。
- (ウ) 広告板 1面20㎡以下(表示面は、縦横の比率が1.4~1.8とする。)
- (エ) 広告塔 1面10㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止

## オ 禁止地域のその他広告物

- (ア) 管理広告 1面3㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。
- (イ) 道標及び案内図板 1事業所2本以下、地は茶色、文字等は白色とし、かつ必要な文言に限る。

## (2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければならない。

## ア 広告物の共通基準

- (ア) 広告面のベースカラーは、歴史的町なみの景観をイメージすること。
- (イ) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

## イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の10分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下

## ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下

## エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の7分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止

## オ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面1.5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

## カ 公共広告物

- (ア) 禁止地域 高さ 3.5m以下  
大きさ 10㎡以下

- (イ) 許可地域 高さ 5m以下  
          大きさ 10 m<sup>2</sup>以下

5 縦覧期間

平成 20 年 10 月 17 日から同月 31 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除きます。）

6 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 縦覧場所

津市広明町 13 番地 三重県県土整備部建築開発室  
伊勢市勢田町 622 三重県伊勢建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 9 月 18 日	松阪市高町字境目塚 173-1 ほか 7 筆ほか 松阪市宮町字五反田 11-1 ほか 1 筆	松阪市宮町字堂ノ後 138-5 株式会社マスタ本店 代表取締役 伊 藤 寛 士
平成 20 年 9 月 26 日	松阪市大黒田町字西出 1257 ほか 1 筆	松阪市大黒田町 1172-2 伊 藤 孝
平成 20 年 9 月 29 日	桑名市大字和泉字チノ割 906-1 ほか 4 筆	桑名市筒尾 3 丁目 14-7 後 藤 敬 重 桑名市大字和泉 35 蒔 田 孝 美 桑名市大字和泉 28 山 下 好 子 桑名市大字和泉 13-1 金 森 貞 夫 松阪市嬉野中川町 1180-4 金 森 貢 桑名市大字和泉 131 伊 藤 史 朗
平成 20 年 9 月 29 日	亀山市天神 2 丁目 3129-1 の一部ほか 2 筆	亀山市天神 3 丁目 3413 中 根 宣 廣
平成 20 年 9 月 29 日	亀山市川崎町字上垣内 4914-2 ほか 3 筆	亀山市みどり町 6-12 木 村 圭 一
平成 20 年 9 月 30 日	桑名市長島町西川字蔵池 798 ほか 1 筆	愛知県知多郡東浦町大字生路字前田 49-1 武 藤 佳 史
平成 20 年 9 月 30 日	松阪市東町字丸黒 555-1 ほか 2 筆	東京都東大和市高木 3 丁目 431 宮 崎 恭 子

## お知らせ

病院等の病床の設置及び増床について、次のとおり事前協議の申出を受け付けます。

平成 20 年 10 月 17 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 事前協議の受付対象となる病床

- (1) 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに規定される病床
- (2) 同規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項各号（第 6 号、第 10 号、第 11 号及び第 14 号を除く。）に規定される病床

2 事前協議の申出を受け付ける保健医療圏

北勢保健医療圏、中勢伊賀保健医療圏、南勢志摩保健医療圏及び東紀州保健医療圏

3 事前協議の申出の受付期間

平成20年11月4日(火)から同年12月15日(月)までの間の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 事前協議の受付及び問い合わせ先

三重県健康福祉部医療政策室医務グループ 担当 宇佐美、宮山  
津市広明町13番地 電話 059-224-2337 ファクシミリ 059-224-2340

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書室  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>

---